

No	質問	回答
1	成年後見制度の申込みをすると、被後見人側からの取消しができないのか、また、選任された弁護士等の変更もできないのか。	<p>成年後見制度の利用をしている最中に、後見人を解任する申立てをすることは可能です。しかし、後見人に不正の事実があるなど後見人が適切な後見活動を行っていないなどの状態が認められる場合は申立てができるなどの決まりがあります（民法846条参照）。もっとも、ご家族が後見人をされている場合などで、負担が過大になった場合は、裁判所により辞任が認められる場合もあります。また、制度利用の取消についてですが、裁判所が一度成年後見制度の利用を決定しているため、その方の判断能力が回復したなどの理由がなければ、成年後見制度を利用しなくてもよくなったという判断はされないと思われます。つまり、成年後見制度の利用が始まった後に、利用の取消が認められる事案はほとんどないと思われるということです。</p> <p>そのため、制度利用に際しては申立て前に、制度利用が本当に必要か、必要な場合はどのような人物が後見業務を行うことが適切かの検討が十分なされることが必要と考えられます。</p>
2	高齢者が増えるのに応じて、後見人の需要が増えるのは分かったが、福祉先進国（北欧等）の事例は参考にならないか。後見制度自体があるのか。	<p>欧米諸国など後見人制度が導入されている国は海外でもあります。ヨーロッパなどでは、後見人自体が専門職として活動している国もあるようです。日本は諸外国に比して高齢化のスピードが早いと言われておりますので、後見人の確保も様々な例を参考に検討する必要があると考えております。</p>
3	市民後見人制度は国家資格になる可能性はあるか（広範囲からの人材確保が可能か）。	現時点で、国家資格化される予定は聞いておりません。
4	家族が後見人をつとめる場合。ある程度のことは、後見人にならずとも手続きができると思うが、具体的に家族が後見人になっておくと良い点などはなにか。	<p>もし、ご本人が認知症等で判断能力を欠いていると認められる状態になった場合、ご家族でもできない手続きとしては、不動産の売買や預金の払い戻し、賃貸借契約の締結のような場合が挙げられます。そういった場合、ご家族が後見人になっていればそのような手続きは可能となります。しかし、すべての事例で当てはまるわけではありませんので、個別的事案についてはご相談ください。</p>
5	市民後見人養成研修に興味がある。今からでも受講は可能か。	<p>市民後見人養成研修は2年を1期として開催しております（1年目：基礎編、2年目：実務編）。現在は、2期目の2年目を開講中です。期の途中からの受講はできませんが、今後3期目も開講予定です。応募期間等詳細は、市HPや広報誌等でお知らせをする予定ですので、ご確認ください。</p>
6	取消権には、クーリングオフ期間を超えてしまっても適用できる権利があるか。	<p>後見人が選任されて以降で、ご本人が結んだ契約に基づく事柄であれば一定期間取消権の行使が可能です。それはクーリングオフの期間より長いものです。事案によって適用の可否が異なるため、個別的事案についてはご相談ください。</p>
7	任意後見人には、取消権がないとのことだが、それは不当な契約を本人が行ってしまっても手立てがないという認識なのか。	<p>ここでいう『取消権がない』とは、任意後見人がいるという理由だけでは取り消すことはできないという意味です。不当な契約を締結してしまい、それを取消等行いたい場合は、任意後見人は、本人を代理して詐欺であることや消費者契約法、クーリングオフ制度を用いて取り消すことになります。もし『後見人がいる』という理由だけで取り消しをしたい場合は、法定後見に切り替えるなどしなければいけません。任意後見契約を締結する際はご注意ください。</p>
8	申立てに必要な行政文書は平日に活動できなければ入手困難か。	<p>申立てに必要な行政文書としては、戸籍謄本・抄本が挙げられますが、郵送での申請書受付や郵送での書類発送で対応しておりますので、ご活用ください。</p>
9	任意後見契約のスタート時期はいつか。例えば、認知症になった時か。	<p>任意後見契約は基本的に認知症等判断能力が低下する前に行われるものです。もし、認知症発症など判断能力の低下が確認され、日常生活に何らかの支障が生じた場合などは任意後見人が後見人等として活動することになります。個別的事案についてはご相談ください。</p>